

業 務 仕 様 書

1 委託業務名

PPA を活用した電力供給事業化可能性調査業務

2 業務の目的

本県では、カーボンニュートラルの動きをチャンスととらえ、その実現に向けた企業等の積極的な取組を促進することで、県内の産業振興や地域経済の活性化につなげていこうとする「ゼロエミッションみえ」プロジェクトに取り組んでいます。その柱の一つとして、再生可能エネルギーの導入・利用促進を掲げており、安全・安心な地域の電力として安定的に供給し、その地域の住宅や事業所などで消費する「地産地消エネルギーシステム」の導入により、地域経済の活性化に寄与するプロジェクトの創出を図ることとしています。

令和5年度には、北部の旺盛な需要に対して南部からの再生可能エネルギーの供給も見据え、地域エネルギー供給会社を新たに設置することで、導入ポテンシャルが最も高い太陽光発電の県内での地産地消と地域経済の活性化を図ることとし、同社が PPA を活用し電力供給事業を行うプロジェクト案をとりまとめました。

本業務では、電力供給事業のプロジェクト案の事業化に向けて、地域経済の活性化や地域との共生、再生可能エネルギーの導入に係る新たな技術の導入・利用促進策などを盛り込んだ地域エネルギー供給会社の事業計画書案をとりまとめるとともに、県有未利用地など導入の候補地の調査などを実施し、PPA を活用した電力供給事業プロジェクト案について事業化可能性を示すことを目的とします。

3 業務の内容

電力供給事業のプロジェクト案の事業化に向けて、下記の5項目について調査や必要な調整を行い、PPA を活用した電力供給事業プロジェクト案についての事業化可能性を整理すること。

記

(1) 地域エネルギー供給会社の事業計画書案の作成

地域エネルギー供給会社の設立に必要な、事業目的、事業スキーム、経営・組織体制、資金調達・出資計画などの内容を盛り込んだ事業計画書案を作成すること。

※作成にあたっては、以下3点を踏まえ作成すること。

- ・他自治体の PPA、地域新電力に係る事業計画の内容
- ・県、支援事業者（JFE エンジニアリング株式会社：令和6年4月10日公募により選定済）の検討内容
- ・県が設置する検討会（有識者）の意見

(2) 地域経済の活性化策等の検討

①地域経済の活性化策等の検討

事業計画書案に盛り込む内容として、県内外の状況を把握したうえで、以下3点について検討すること。

- i PPA を活用した電力供給事業プロジェクトによる地域経済の活性化策（県内での新たな産業創出等）
- ii 同プロジェクト実施における地域との共生策（再生可能エネルギー創出への地域の理解を深めるための地域との調整方法等）
- iii 同プロジェクトを通じ実施する、再生可能エネルギーの導入に係る新たな技術の導入・利用促進策（蓄電池やVPP等、新たなエネルギーマネジメントに係る技術の活用等）

②地域エネルギー供給会社の事業展開の検討

事業計画書案に盛り込む内容として、県内外の状況を把握したうえで、以下のとおり短期・中長期での事業内容を検討し提案すること。

- i (3) 県公共施設及び県有未利用地の調査、(4) 電力供給先に係る調査を踏まえた地域エネルギー供給会社の事業展開（短期）
- ii 国内事情（FIT から FIP への移行等）や県内市町の動向を踏まえ、i 以降に実施する事業展開（中長期）

(3) 県公共施設及び県有未利用地の調査

- ・ 県公共施設・未利用地について、県から提供する施設の情報や航空写真等を活用し、屋根や土地形状を考慮した設置可能面積を算出すること。また、面積や土地形状、場所などを考慮した上で、事業実施の可能性（事業性）についても評価すること。
※なお、調査を実施する施設については、施設面積などの情報と併せて整理し、受託者に提供することとする。

※提供する項目としては、以下のものを想定している。

施設名、立地環境、太陽光発電設備設置状況、耐震基準、空きスペース、屋根形状・素材
--

※県公共施設は約 230 施設、未利用地約 70 箇所程度を想定している。

- ・ 県が上記からリストアップした 10 施設程度について、現地確認等により設置可否の確認を行うこと。（構造計算等の詳細な調査は除く）。

(4) 電力供給先に係る調査

- ・ 県公共施設（約 230 施設）の管理者に対し、現契約小売電気事業者、契約電力、電力使用量（30 分値）、電力単価などを整理するためのアンケート調査を実施すること。

(5) 検討会の運営

- ・ 上記の内容を基に、事業計画書の内容について検討する検討会を運営すること。
- ・ 受託者においては、参加者の日程調整、資料の準備、会場の設営（原則、県庁舎での実施を想定）、議事録の作成、謝金・旅費支払い等を行うこととする。

- ・ 検討会の現時点の想定メンバーは、有識者4名程度、県関係者3名程度、事務局（県、受託者、支援業者）であるが、今後の調整において若干変更になる場合がある。なお、有識者の選定委嘱は県が行うこととする。

4 スケジュール（案）

	県	受託事業者	支援事業者	検討会
6月上旬	事業計画骨子案		事業計画骨子案	
中旬	の作成に係る内容の検討	契約	の作成に係る内容の検討	
下旬				
7月上旬		事業計画骨子案の作成		
中旬				第1回検討会
下旬		・検討会の意見を踏まえ骨子案の修正 ・事業計画骨子案の完成		
8月上旬	事業計画中間案の作成に係る内容の検討		事業計画中間案の作成に係る内容の検討	
中旬		事業計画中間案の作成		
下旬				第2回検討会
9月上旬		検討会の意見を踏まえ中間案の修正		
中旬	事業計画最終案の作成に係る内容の検討	事業計画中間案の完成	事業計画最終案の作成に係る内容の検討	
下旬		事業計画最終案の作成		
10月上旬				第3回検討会
中旬		検討会の意見を踏まえ最終案の修正		
下旬		事業計画最終案の完成		

5 履行期間

契約締結日から令和6年11月29日まで

6 成果品

次に掲げる成果品を三重県に提出すること。なお、報告書の取りまとめにあたっては、三重県と協議を行うこと。

- (1) 事業計画書案骨子報告書 (A4 版) 3部 令和6年7月26日まで
事業計画書中間案報告書 (A4 版) 3部 令和6年9月13日まで
事業計画書最終案報告書 (A4 版) 3部 令和6年10月31日まで
- (2) 県公共施設及び県有未利用地の調査報告書 3部
- (3) 電力供給先に係る調査報告書 3部
- (4) 当該業務の遂行過程で取得し、または作成した資料 一式
- (5) 上記(1)～(2)にかかる電子データ 一式

6 その他

- (1) 仕様書に記載のない事項については、三重県との協議により決定する。
- (2) 委託業務を円滑かつ適正に進めるため、打ち合わせ協議は、必要に応じてその都度行うものとする。
- (3) 打ち合わせ協議後は速やかに協議記録を作成し、三重県に報告すること。
- (4) 業務における成果品およびデータ等を含むあらゆる制作物については、三重県が著作権を持つものとする。
- (5) 全てのデータについて出典を明示するとともに、電子データについては今後の更新が容易となるよう配慮すること。
- (6) 本業務を遂行するための個人情報の取扱いについては、別記「個人情報の取扱いに関する特記事項」を遵守しなければならない。
- (7) 事業者は、業務を行うにあたり、業務上知り得た秘密を他にもらし、又は自己の利益のために利用することはできない。また、業務終了後も同様とする。